

大阪府財務マネジメント委員会設置要綱

(目的)

第1条 大阪府が資金の調達・運用の効率化のために取り組む財務マネジメントに関し、外部有識者から、その内容や手法に関する助言を得るため、「大阪府財務マネジメント委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、府に助言を行う。

- (1) 起債運営に関する方針
- (2) 公金の運用に関する方針
- (3) 金融リスクの管理に関する方針
- (4) その他公金の調達・運用実務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、金融に関して専門知識を有する者等の中から、知事が委嘱する委員10人以内で組織する。

- 2 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。なお、委員の欠員により、新たに委員を補充する場合は、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員会には会長を置く。
- 5 会長は、委員の中から互選する。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は会長が招集し、会長が会議を主宰する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、大阪府の許可なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部財政課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年2月7日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年度中に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

大阪府財務マネジメント委員会 委員名簿

(敬称略・50音順)

氏 名	現 職
うめだ あきお 梅田 昭夫	株式会社 リそな銀行 大阪公務部長
えなつ あかね 江夏 あかね	駒澤大学非常勤講師 パークレイズ・キャピタル証券株式会社 調査部 チーフ公的セクター・クレジット・アナリスト
おがわ すずむ 小川 晋	株式会社 三井住友銀行 公共・金融法人部長
かわむら さゆり 河村 小百合	株式会社 日本総合研究所 調査部 主任研究員
すえ ひろあき 須江 寛明	日興コーディアル証券株式会社 資本市場本部金融商品開発部 部長
たまおか まさゆき 玉岡 雅之	神戸大学大学院経済学研究科 准教授
はまだ こうじ 浜田 浩史	大和証券キャピタル・マーケット株式会社 コーポレートファイナンス第三部 副部長
ふくだ じろう 福田 二郎	株式会社 三菱東京UFJ銀行 公共法人部長
むろまち ひろゆき 室町 博之	野村証券株式会社 キャピタル・マーケット部 次長兼キャピタル・マーケット八課長